広島県知事 藤田雄山様

> 広島県事業評価監視委員会 委員長 中 山 隆 弘

平成19年度広島県公共事業の再評価に関する意見について

本委員会では、広島県土木部、都市部、空港港湾部及び農林水産部所管の公共事業について、「広島県公共事業再評価実施要領」第5の3の規定に基づいて平成19年度の対象事業について審議し、別紙のとおり委員会としての意見を取りまとめましたので、ここに意見書として提出いたします。

今後の公共事業の実施に当たっては、意見書の内容を尊重いただくと ともに、効率的な事業執行や透明性の確保が一層図られるよう努力して いただきますようお願い申し上げます。

# 広島県事業評価監視委員会委員名簿

なかやまたかひろ

# 委員長 中山隆弘 広島工業大学教授

いわさき うたこ

岩 﨑宇多子 税理士

おきもと の ぶ お

沖本信男 前八千代町長

つ げ まさか

柘 植 真 賢 中国経済連合会常務理事

と だ つね かず

戸田常一 広島大学教授

なかむら ひではる

中 村 秀 治 広島大学教授

# はじめに

本委員会は,公共事業の効率性や実施過程の透明性の向上を図るため,知事の諮問機関として平成10年8月に設置され,委員会では,平成10年度から昨年度まで,累計で290事業の再評価対象事業を審議してきた。

節目の 10 年目となる今年度は ,土木関係部所管 13 事業 ,農林水産部所管 2 事業の合計 15 事業について審議を行い ,広島県公共事業再評価実施要領(以下「実施要領」という。) 第 5 の 2 に基づき ,事業を巡る状況変化や進捗率 ,事業費等の変化が著しい等の理由により抽出した 6 事業については , 一部現地視察も行い , 重点的な審議を行った。

具体的には,平成19年6月,10月及び11月に開催した3回の委員会と,8月に行った現地調査等の場において,各事業に関する詳細な資料をもとに,県の事業担当部局の説明を聴取しながら,実施要領第6の1に定める評価の視点に基づいて審議を行った。

この間,県の事務担当部局ならびに各事業担当部局の関係各位には,資料の作成および 事業の説明等で多大なご尽力をいただいた。この紙面を借りて謝意を表する次第である。

平成 19 年 12 月 25 日

広島県事業評価監視委員会 委員長 中山 隆弘

# 1 再評価の実施事業

事業	市出り大川		事業箇所	重点審議対	所管部・室名	
区分	事業名	施設名等	の市町名	象事業	部	室
道路	道路改良	一般国道 487 号 藤脇バイパス	呉市		土木部	道路整備室
	道路改良	一般国道 487 号 小用バイパス	江田島市			道路整備室
	連続立体交差	広島市東部地区	広島市 , 府中 町 , 海田町		都市部	都市整備室
	街 路	都市計画道路 焼山押込線	呉市			都市整備室
ダム	ダム建設	福富ダム建設工事	東広島市			ダム室
	ダム建設	仁賀ダム建設工事	竹原市			ダム室
	ダム建設	庄原ダム建設工事	庄原市		土	ダム室
河川	広域基幹河川改修	二級河川沼田川水系 沼田川	三原市		木	河川企画整備室
	広 域 基 幹 河 川 改 修	二級河川沼田川水系 入野川	東広島市		<i>→</i> N	河川企画整備室
	広 域 基 幹河 川 改 修	二級河川黒瀬川水系 松板川	東広島市		部	河川企画整備室
	総 合 流 域 防 災	二級河川賀茂川水系 賀茂川	竹原市			河川企画整備室
砂防	通常砂防	二級河川瀬野川水系 三谷川	熊野町			砂防室
港湾	港湾修築	福山港一文字地区 ボートパーク整備事業	福山市		空港 港湾 部	港湾企画整備室
土木関係部所管事業 小計 13事業						
事業区分	事業名	施設名等	事業箇所 の市町名	重点審議対 象事業	所管部・室名	
					部	<u>室</u>
農業農村	海岸保全施設整備	津久茂地区	江田島市		農 林  産 部	農業基盤室
	農地保全整 備	草木地区	大崎上島町		産部	農業基盤室
農林水産部所管事業 小計 2事業						
合計 15事業						

## 2 審議等の経過

## (1) 第27回委員会【6月14日】

#### 1)内容

平成 19 年度の再評価対象となる土木関係部所管 13 事業,農林水産部所管 2 事業の合計 15 事業について,事業ごとに事業概要,必要性,進捗状況,事業を巡る社会経済状況の変化,費用対効果,代替案・コスト縮減の可能性,その他について,資料により事業担当室から説明を受けた。それを踏まえて,次回の第 28 回委員会以降,重点的に審議する事業として,土木関係部所管 5 事業,農林水産部所管 1 事業の合計 6 事業を抽出した。抽出事業については,事業費や工期等の当初計画からの変動,事業の進捗率,費用対効果,残工期等を総合的に勘案し,協議により決定した。

## 2)抽出事業

土木関係部所管事業

一般国道 487 号藤脇バイパス 道路改良事業

広島市東部地区 連続立体交差事業

庄原ダム 建設工事

- 二級河川沼田川水系沼田川 広域基幹河川改修事業
- 二級河川瀬野川水系三谷川 通常砂防事業

農林水産部所管事業

津久茂地区 海岸保全施設整備事業

#### (2) 現地調査【8月6日】

第27回委員会において重点審議対象として抽出した6事業のうち,「一般国道487号藤脇バイパス 道路改良事業」,「広島市東部地区 連続立体交差事業」,「二級河川瀬野川水系三谷川 通常砂防事業」及び「津久茂地区 海岸保全施設整備事業」の4事業について現地調査を行った。

## (3) 第28回委員会【10月29日】

まず 第27回委員会と現地調査において委員から提示された質問や意見に対する説明を各事業担当室から受けた後,引続き,6件の重点審議事業について,詳細にその必要性や地元市町の要望等の説明を受け,それに基づいて事業実施の妥当性について審議した。

#### (4) 第29回委員会【11月26日】

まず,第28回委員会において新たな検討課題として委員から提示された事項についての説明を受けた後,審議対象である6事業について,2回の委員会での審議を踏まえて作成した「再評価意見の骨子(案)」に対する審議を行った。そして,意見書については,年内に委員長が委員との合議の上で最終的な意見書を作成し,知事に提出することで合意がなされた。

## 道路改良事業:一般国道487号 藤脇バイパス

## (1)事業概要

事業箇所 呉市音戸町藤脇

規模等 延長(L)=1,760 m 幅員(W)=6.5(11.0) m 全体事業費 4,400百万円(前回の再評価時は3,900百万円)

工期 平成5年度~平成22年度(前回の再評価時は平成5年度~平成18年度)

### (2) 再評価の事由

前回の再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

## (3)審議内容

#### 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

前回の再評価後の平成17年3月に呉市と音戸町は合併されたが本事業の必要性については以下のように前回と何ら変わっていない。

一般国道 487 号は, 呉市を起点とし, 「江能倉橋島半島振興地域」を経て広島市に至る延長約 62km の幹線道路であり, 主要地方道である音戸倉橋線と共に, 江能倉橋島半島振興地域にとって極めて 重要な路線である。それを裏付けるように, 呉市全体の人口はやや減少傾向にあるものの, この路線の交通量は, 道路交通センサスによれば, 平成 11 年度の 9, 141 台/日から, 平成 17 年度には 9,697 台と僅かながら増加している。

しかし ,藤脇地区においては家屋連坦区域の道路の幅員が狭小であるため ,円滑な車両交通が望めず ,また歩行者の安全性に長年問題を残したまま現在に至っている。

ただ 現道を拡幅するためには多数の家屋の移転が必要で 、そのための用地補償費が多額となり 、 また 、島嶼部であるため代替地の取得も困難である。したがって 、本地区の深刻な交通問題を解決 するためには 、本計画のようにバイパスに頼る他ないと考えられ 、地元の呉市もそれを望んでいる。

また,本バイパスの建設によって,国道487号が10日間も通行止めになった平成18年7月の豪雨災害時のような緊急時に,代替路線の確保が可能となる。

本事業の必要性については以上のとおりである。

## 進捗状況と今後の見通し

これまでの予定では,本バイパスの完成年度は平成18年度であったが,予想以上に用地交渉が難航したことから,用地買収に時間を要している。そのため工期を平成22年度まで延長せざるを得ない見通しである。

また,事業費についても,詳細な物件調査の結果,用地補償費が増額となり,併せて詳細な地質調査によって,藤脇第2トンネルについても地山の安定処理のための設計変更をせざるを得ず,加えて,近接家屋への騒音対策工事費も増額となった。そのため全体の事業費が約5億円増加している。

しかし,こうした背景のもと,平成21年度には藤脇第2トンネル工事に着手でき,平成22年度に本事業は完了する予定である。また,トンネルの建設発生土を呉市の港湾事業に流用することにより処分費を軽減し,コストの縮減が図られている。したがって,今回の事業費の増額は止むを得ないと判断した。

#### 費用対効果

道路事業の費用対効果分析は「国土交通省道路局都市・地域整備局における費用便益分析マニュアル」(平成15年8月)に準拠して行われており,効果の算定期間および社会的割引率は,それぞれ施設の供用開始後40年間および4%である。

分析の結果 ,「費用」(C)が55.6億円であるのに対し ,「効果」(B)は115.5億円で ,B/Cは2.1である。事業費は前回の再評価のときより増加してはいるものの ,費用を上回る便益が確保されている。

## (4)結論

事業の必要性および本事業における費用対効果を勘案し,当該事業の継続実施については適当と 判断する。

関係各位には,今後,予定としている平成22年度までに事業を完了させ,計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をお願いする。

# 連続立体交差事業: 広島市東部地区

## (1)事業概要

事業箇所 県施工区域:安芸郡海田町,府中町 広島市施工区域:安芸区,南区

規 模 等 延長・線数 JR 山陽本線 L = 約 4.6km , 4 線 , JR 呉線 L = 約 1.7km , 1 線

踏切除去数 JR 山陽本線 16 箇所, JR 呉線 4 箇所

全体事業費 96.165 百万円(関連側道含む)(前回の再評価時は78.187 百万円(関連側道除く))

工 期 平成5年度~平成34年度(前回の再評価時は平成5年度~平成27年度)

### (2) 再評価の事由

前回の再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

#### (3)審議内容

## 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

本事業箇所はJR 山陽本線・呉線によって市街地が分断され,踏切遮断による交通渋滞や踏切事故等が発生する等都市機能が大きく阻害されている。この状況は前回の再評価時と何ら変わりなく,都市化の進展により,むしろ事業の必要性は当時より増していると考えられる。

また,踏切での事故の解消や都市内の交通渋滞の緩和を目標に,開かずの踏切等における抜本的な対策として,鉄道と道路の立体交差化を重点事項と位置付けている国の方針も変わっていない。 さらに,共同事業者である広島市の意見,および地元の府中町及び海田町からの要望も前回のとおりである。

本事業の必要性については以上のとおりである。

## 進捗状況と今後の見通し

関連側道を含む全体事業費については前回の再評価時から変更はないものの,事業期間については大幅に長期化している。その理由は次の3点である。

- a) JR 等の関係機関との協議に時間を要し、都市計画決定が大幅に遅れたこと
- b) 広島市の厳しい財政状況による用地取得の遅れがあること
- c) JR 本体工事着工後の多額の投資に対する, 県と市による事業スケジュールの見直しがされたこと

しかし,今後も継続的な努力が続けられ,平成25年度までには概ね用地買収を終えて,本体工事に着手できる見通しが立ち,さらに,本事業と一体的な計画がなされている向洋駅周辺土地区画整理事業との調整も図られつつ,平成34年度に本事業は完了する予定である。

その間,用地取得状況を見ながらではあるが,暫定的に周辺街路整備も並行して行われ,地域住民の生活の利便性にも配慮がなされる予定である。

#### 費用対効果

道路事業(連続立体)の費用対効果分析は「国土交通省 道路局 都市・地域整備局における費用便益分析マニュアル < 連続立体交差事業編 > 」(平成16年4月)に準拠して行われており,効果の算定期間および社会的割引率は,それぞれ施設の供用開始後40年間および4%である。

分析の結果 ,「費用」(C) が 685.1 億円であるのに対し ,「効果」(B) は 1062.3 億円で , B/C は 1.6 であり , 費用を上回る便益が確保されている。

なお,今後,既存の鉄道施設の有効活用を図り,さらに鉄道施設の実施設計の段階で可能な限りのコスト縮減に努めるとの説明を事業担当室から受けた。委員会としては,この言葉を深く受け止めている。

## (4)結論

事業の必要性および本事業における費用対効果を勘案し,当該事業の継続実施については適当と 判断する。

関係各位には,今後,予定としている平成34年度までに,広島市東部地区における街路整備・市街地の面的整備を進める上での核となる事業を予定どおり完了させ,計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をお願いする。

# ダム建設事業: 庄原ダム

## (1)事業概要

事業場所 庄原市川西町

規 模 等 総貯水容量 701 千 m³ ダム高 42.0 m

全体事業費 5,960 百万円 (前回の再評価時は6,200 百万円)

工期平成12年度~平成24年度(前回の再評価時と同様)

## (2) 再評価の事由

平成14年度の河川整備計画策定に伴う再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

## (3)審議内容

#### 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

本事業の主目的は,過去に度々洪水被害を受けている大戸川,西城川の治水対策と,庄原市の水 道用水確保,さらには大戸川の良好な自然環境の維持である。

平成 14 年度以降,平成 18 年度に,利水者である庄原市上水道の主要な水源である明賀池が老朽化していることが判明したため,市から,その施設の代替として利水容量の追加要望があり,ダムの利水容量の変更が行われている。したがって,利水面については,本事業の必要性はより高まったと言える。

さらに,近年の異常気象を考えれば,治水および良好な自然環境の維持の面でも,本事業の必要性に変わりはない。

本事業の必要性については以上のとおりである。

なお,ダムサイト付近で絶滅危惧種のクマタカなどの飛来,その他希少植物(アテツマンサク) 等が確認されたが,これらの保護対策等については,今後,適切な対応がなされる予定である。

#### 進捗状況と今後の見通し

前回の再評価は河川整備計画の策定によるもので、それ以後も工期の変更はない。

一方,事業費については,前述のとおり,庄原市からの利水容量の追加要望に沿ってダム高を高くしたにもかかわらず,詳細な地質調査の結果により基礎岩盤を浅所にしてダム堤体積を減少させ,さらに,改訂された「グラウチング技術指針」に沿ってダムの基礎の処理範囲を縮小させて全体事業費を減額している。

今後 平成 19 年度に損失補償基準の合意を地権者から得て用地買収を完了して付替道路の工事を 行い, 平成 24 年度に本事業は完了する予定である。

## 費用対効果

ダム建設工事の費用対効果分析は、「治水経済調査マニュアル(案)」(平成 17 年国土交通省河川局)に準拠して行われており、整備期間は13年間、供用期間は50年間、社会的割引率は4%に設定されている。さらに、平成14年度に河川整備計画が策定された時点で算定された費用・便益をデフレーターによって換算し、今年度における便益・費用としている。

分析の結果 ,「費用」(C) が 54.1 億円であるのに対し ,「効果」(B) は 61.1 億円で , B/C は 1.1 である。僅かではあるが , 費用を上回る便益が確保されている。

なお,事業担当室より,今後,堤体積が少ないことを踏まえた現場プラント製造と生コンクリート購入の比較検討等により一層のコスト縮減を図るとの説明を受けたことを付記しておく。

事業の必要性および本事業における費用対効果を勘案し,当該事業の継続実施については適当と 判断する。

関係各位には,今後,予定としている平成24年度までに事業を完了させ,計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をお願いする。

## 広域基幹河川改修事業:二級河川沼田川水系沼田川

## (1)事業概要

事業箇所 三原市

規 模 等 護岸工 L = 13,300 m

全体事業費 19,191 百万円 (前回の再評価時と同額)

工 期 昭和 55 年度~平成 42 年度(前回の再評価時と同様)

#### (2) 再評価の事由

平成14年度の河川整備計画策定に伴う再評価後5年を経過した時点で継続中の事業であるため。

## (3)審議内容

#### 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

県内最大の二級河川である沼田川の下流部の三原市域では,これまでに度々浸水被害を受けている。そのために本事業が計画され,本委員会でも平成14年度にその必要性について理解を示している。

その後の社会情勢については,平成17年3月22日に,三原市,本郷町,久井町及び大和町が合併して新しい三原市が発足し,本事業は,三原市の新市建設計画に位置付けられている。

したがって,本事業の必要性については,平成14年度当時と何ら変わりないと考える。

#### 進捗状況と今後の見通し

本事業は,平成14年度の再評価以後,現在まで概ね計画どおり進捗しており,今後も,平成11年に家屋浸水の被害を受けた麓地区・小原地区について,優先的に改修工事を行うことにより,同規模の出水による浸水を早期に解消することとしており,当面事業実施上の問題は認められない。

しかしながら ,それ以後の実施に当たっては ,事業の計画期間が平成 42 年度までと極めて長いこと等から , 重点化による事業を行って ,便益の早期発現に留意する必要があると考える。

#### 費用対効果

河川改修事業の費用対効果分析は、「治水経済調査マニュアル(案)」(平成 11 年建設省河川局)により準拠して行われており、算出に当たっての供用期間については、事業の完了予定年度である平成42年度からの50年間、社会的割引率は4%に設定されている。

さらに,平成14年度に河川整備計画が策定された時点で算定された費用・便益をデフレーターによって換算し,今年度における便益・費用としている。

分析の結果 ,「費用」(C) が 248.2 億円であるのに対し ,「効果」(B) は 17,063.6 億円で , B/C は 68.8 であり , 費用を大幅に上回る便益が確保されている。

ただし、被害推定と過去の被害実例に大きな差があるため、この効果について、委員会としては 推定法の科学的根拠に確信を得るまでには至っていない。しかし、現時点では上述の国のマニュア ルに基づかざるを得ない事情も理解できることから、その理由では、本事業の必要性を否定しては ならないと考えている。

なお,費用の点では,事業担当室より,今後,公共事業間での発生残土の流用を図るとともに, 現地発生石材をかごマット護岸の中詰材に流用する等の方法によりコスト縮減を図りたいとの説 明を受けたことを付記しておく。

事業の必要性および本事業における費用対効果を勘案し,当該事業の継続実施については適当と判断する。

関係各位には,今後,予定としている平成42年度までに事業を完了させ,計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をお願いする。

その際 事業区間の全体延長が極めて長いため 事業の完了までに相当の長期間を要することから , 今後の事業実施においては , 一連の事業区間ごとに災害の発生危険度等を考慮して工事着手の優先順位を決定し , 事業の透明性と共に、事業効果の早期発現を図っていただくことをお願いする。

## 通常砂防事業:二級河川瀬野川水系三谷川

## (1)事業概要

事業箇所 安芸郡熊野町

規模等 砂防堰堤工1基 (H=13.5m, L=127.0m, V=8,262m3), 町道付替L=388m

全体事業費 650百万円(当初計画と同額)

工 期 平成 10 年度~平成 22 年度(当初計画は平成 10 年度~平成 15 年度)

#### (2) 再評価の事由

事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業であるため。

## (3)審議内容

#### 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

本事業は,二級河川瀬野川水系三谷川において,豪雨による下流域の土砂災害を未然に防止する目的で実施される事業である。現在でも周辺地域の状況等に大きな変化は無く,砂防堰堤を早急に整備して,被害の軽減を図る必要性は,事業が採択されたときと変わらないと考える。また,地元である熊野町の要望も当時と変わっていない。

本事業の必要性については以上のとおりである。

#### 進捗状況と今後の見通し

本事業の全体事業費は当初から変わっていない。一方,事業期間は,当初計画より大幅に延びている。

その最大の原因は,用地取得の難航,中でも,土地所有者の中の一人の相続人が不存在であったために,その対応に長期間を要したためである。

しかし,現時点では用地取得が全て完了して付替道路も完成している。本年度から本堤工事も始まり,平成22年度に本事業は完了する予定である。

#### 費用対効果

砂防事業の費用対効果分析は,「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)」(平成 12 年建設省河川局砂防部)及び「治水経済調査マニュアル(案)」(平成 17 年国土交通省河川局)に準拠して行われている。算出に当たっては,効果の算定期間を施設の供用開始後 50 年間(施設耐用年数)とし,社会的割引率は4.0%に設定されている。

分析の結果 ,「費用」(C) が 6.3 億円であるのに対し ,「効果」(B) は 15.9 億円で , B/C は 2.5 であり , 費用を上回る便益が確保されている。

なお,委員から問題提起のあった人命保護便益を効果に加える件については,マニュアルにある安心感向上便益は,支払意思額の調査・決定等,算定が困難であるとの理由により,選択が可能とされている人命保護便益の方を採用したとの説明があった。

しかしながら,人命保護便益にも,人命を計量化して家屋等と同列に扱う手法に違和感を抱くとの意見は依然として残されている。したがって,当面はこの方法を採用するのはやむを得ないとしても,災害防止を目的とした他の事業との整合性の点で,今後の検討をお願いしたい。

また,本事業についても,再生材の積極的な使用及び残土の有効利用等によるコスト縮減を図る 予定であるとの説明を受けたことを付記しておく。

事業の必要性および本事業における費用対効果を勘案し,当該事業の継続実施については適当と 判断する。

関係各位には,今後,予定としている平成22年度までに事業を完了させ,計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をお願いする。

ただし,流域全体を見通したより有効な土砂災害対策を行うためには,土地利用の規制や森林保全等を含めた山全体の保全に対する横断的な取組みが肝要であろう。今後,それに向けての各関係機関の一層の連携を図っていただくことを希望する。

さらに 県内の膨大な数の危険箇所すべてのハード整備には多大な予算と時間を要することから , 優先度の高い地区へのハード整備と併せて , 土砂災害防止法による警戒区域の指定や危険箇所の公表 , 迅速な危険情報の伝達等を始めとするソフト対策についても一層の充実を図っていく努力をお願いする。

# 海岸保全施設整備事業:津久茂地区

## (1)事業概要

事業場所 江田島市江田島町津久茂

規 模 等 受益面積 5.5ha (当初計画と同様)

消波ブロック式護岸工 L=1,023m ( 当初計画と同様 )

全体事業費 730百万円 (当初計画は750百万円)

工 期 平成9年度~平成27年度 (当初計画は平成9年度~平成19年度)

### (2) 再評価の事由

事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業であるため。

## (3)審議内容

## 事業を巡る社会情勢等の変化とその必要性について

江田島市では,特産品であるミカン,トマト,キュウリ,キクなどの商品作物の品質を向上させて地域ブランドによる市場への浸透を図っているが,背後にこのような商品作物の栽培農地が控える本事業の対象箇所は現況護岸の老朽化が著しく,波浪等による洗掘崩壊の恐れが否定できない状況については事業採択当時と全く変わっていない。

また,このことは台風等の越波による背後施設及び農作物の被害を軽減するための高潮対策についても同様であるし,地元江田島市からの要望にも変化はない。

本事業の必要性については以上のとおりである。

#### 進捗状況と今後の見通し

平成9年度に全体事業費7.5億円 事業完了予定平成19年度で補助採択を受けて事業の推進が図られてきた。しかし,近年,国の海岸保全に対する総予算が減少傾向にあり,広島県への割当額についても当初計画時よりもかなり減少している。また,広島県の財政状況も芳しくなく,そのために事業期間が延長されている。

また,総事業費を7.5億円から7.3億円に減額できたのは,江田島市の道路拡幅事業との調整により,大型工事車両の使用が可能となったためであり,今後の公共事業のあり様に一石を投じたものと評価したい。

平成 18 年度末現在の進捗率は 52.1%であるが,今後は,国からの予算割当額の推移等を踏まえた計画の見直しが行われ,現計画どおり,平成 27 年度に本事業は完了する予定である。

#### 費用対効果

海岸保全施設整備事業の費用対効果分析は、「海岸事業の費用便益分析指針(平成16年度)」によってなされている。算出に当たっては、事業期間及び供用後の期間を50年間とし、社会的割引率は4%に設定されている。

分析の結果については,総事業費(C)が7.9億円であるのに対し,総便益額(B)は12.6億円で, B/Cは1.6であり,費用を上回る便益が確保されている。

事業の必要性および本事業における費用対効果を勘案し,当該事業の継続実施については適当と 判断する。

関係各位には,今後,予定としている平成27年度までに事業を完了させ,計画どおりの事業効果が得られるよう一層の努力をお願いする。

さらに,事業担当室におかれては,この海岸保全施設整備により高潮被害への憂いが払拭された 農業従事者に対し,安心安全な状況の中で高品質作物を生産して当地域の発展に貢献するよう,適 切な指導も併せてお願いする。

# おわりに

今年度の事業再評価の審議の結果,本委員会は,対象となった 15 事業のいずれも,その継続を認める旨,提言することとした。

特に 重点審議の対象とした6事業については 現地調査を含む詳細な検討を行ったが, 各事業にはいくつかの課題はあるものの,その必要性は現時点においても計画当初と変わりはなく,費用対効果も,大小の差はあれ,いずれも確保されていることを確認した。

本意見書では,それぞれの事業の継続可否についての結論とその理由等に加えて,審議の過程において指摘した主な課題等についても併せて述べているので,今後の事業執行および再評価において,これらについてはぜひともご留意いただきたいと考える。

なお、今年度の再評価の対象となった 15 事業の中、11 事業が過去に再評価を受けた後、 所定の期間が経過して再び対象となったものである。これは、本制度が定着してきたこと に加え、近年の県の厳しい財政状況の下、事業が長期化していると共に、新規に着手した 事業が減少している結果であると考えられる。

しかし,県民の多くは,このような中にあっても,各地域の安全性や利便性を高め,経済活動にも影響する上で重要な役割を担う公共事業に,依然として高い期待を寄せているものと思われる。

このため、今後の公共事業の執行においては、事業途中における社会・経済状況や、県民のニーズの変化を的確に把握して事業計画を検証すると共に、事業の効率性や透明性の一層の向上と、事業の効果の早期発現に対する強い姿勢を、ますます要求されることが予想される。その意味で事業再評価の必要性はこれまで以上に重要となってくるものと考えている。

本委員会としても,今後も,再評価制度の対象事業の一つ一つについて,より厳格な審査を実施していくことになるが,事業主体者である貴県におかれても,すべての事業の執行において,常にこの再評価の視点を意識しながら,コスト縮減と,事業の早期発現に対する弛まぬ努力の継続を期待するものである。